

第4回

文京区情報公開制度及び 個人情報保護制度運営審議会

日時：平成23年1月20日（木）

午前10時～

場所：文京区役所議室

文京区企画政策部広報課

日 時 平成 23 年 1 月 20 日 (木) 午前 10 時

場 所 庁議室

出席者 審議会委員： 内山忠明、菊池秀平、木元武一、滝澤敬二、武澤房吉、中山泰一

前田俊房

区職員： 企画政策部長 瀧康弘 企画政策部広報課長 内野陽

広報課行政情報担当主査 多田栄一郎

広報課行政情報担当主事 竹内陽子

介護保険課長 高橋 秀代

介護保険課介護給付係長 邊見孝之

1 開会

○広報課長 皆さんおはようございます。

本日は、お忙しい中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、ご連絡をいただいている委員は、諸岡委員がご欠席ということ、それから前田委員が少し遅れるという連絡をいただいております。

本日は、運営審議会条例第 7 条 1 項の定足数を満たしておりますので、本審議会は有効に成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

本日ご審議いただくことでございますが、前回に引き続きまして、平成22年度諮問第 3 号（1）学術研究のための介護保険に係る個人情報（氏名・住所・被保険者番号等の個人識別情報を除く。）の外部提供について。

それから（2）前述による外部提供の本人通知の省略について、以上をご審議いただくようお願い申し上げます。

それでは、進行のほうを内山会長のほうにお願いいたします。

2 議事（継続審議）

（1）平成22年度諮問第 3 号

①学術研究のための介護保険に係る個人情報（氏名・住所・被保険者番号等の個人識別情報を除く。）の外部提供について

○内山会長 それでは、前回諮問をいたしました平成22年度諮問第3号について、継続して審議をいただきたいと存じます。

審議いただく前に、本日はこの件について、区から新たな資料の提出がございました。まずそのことについて、ご説明をいただき、その上で審議をいただきたいと存じます。

それでは、広報課長さんからでしょうか。

○広報課長 それでは、座らせていただいてご説明します。

今回、新たに追加提出させていただいた資料が2点ございます。

こちらはまず、資料の第3の7号でございまして、抽出データ提供イメージと変更後というふうにしておりますものでございます。こちらは、前回の審議会の際にご配付をいたしました資料第3の3の修正版でございます。

なお、恐れ入ります、その2枚目のデータ工程表というところにつきまして、私どもで誤りがございまして、本日、席上にお配りしておりますデータコード表が正しいものでございますので、お手数ですが、差し替えをお願いいたします。

それから、資料第3の8号でございますが、こちらにつきましては、抽出データの変更点等についてといたしまして、抽出データの変更点と、それから前回の審議会でご指摘いただいた点等についての確認した内容が簡単に整理されているものでございます。

以上でございますが、資料のほう、よろしいでしょうか。

○内山会長 あと参考というのは。

○広報課長 参考は、資料第3の8号の2の(1)にございます東京大学の倫理委員会の審査結果報告書を参考にさせていただいております。

○内山会長 それでは、資料の確認をいただいたということで、この追加された資料も含めて、再度ご説明をいただけるということでしょうか。

○広報課長 それでは、今、会長からもお話がありましたとおり、本日、追加を申し上げた資料も含めまして、改めまして、資料第3号につきまして、説明のために所管課長、それから担当係長が同席いたしておりますので、ご紹介させていただきます。

まず高橋福祉部介護保険課長でございます。

○介護保険課長 よろしくお願ひいたします。

○広報課長 それから、介護保険課給付係の邊見係長でございます。

○介護保険課給付係長 よろしくお願ひいたします。

○広報課長 よろしくお願ひします。

それでは、前回、審議会でご質問のあった事項等につきましての説明、それから区の考え方について、改めて所管課長からご説明させていただきます。

○介護保険課長 それでは、前回宿題となつておりました事項について、改めて新しい資料で説明をさせていただきます。これは東京大学の研究者と話を詰めまして、最終的に必要不可欠の研究データであると介護保険課として判断したものでございます。

まず、本日お配りした資料第3-7についてですが、これは変更後の抽出データのイメージになります。改めて、3-8で説明いたしますが、左側2番目の列が生年になっております。また、前回の資料にありました住所地特例者欄を削除しております。

それから、最新前年の中のそれぞれの真ん中にある介護認定欄のところですが、有効開始年月日だったものを、こちらは年月というふうに修正しております。

次に、資料第3-8号をごらんになってください。抽出データの変更点等についての説明になります。

まず1番、抽出データの変更点ですが、生年月を生年としました。これは生年月であると、他の項目と合わせまして、個人識別の可能性が残るためということで削除しました。

次に、住所地特例者についてですが、これも前回、審議会でのご指摘のとおり、住所地特例者の該当者の欄を抽出しますと、他の項目と合わせて個人識別性の可能性が残るということで、削除いたしました。

また、最新及び前年の中の介護認定のところの有効年月日ですが、日を載せますと、やはり他の項目から合わせまして、個人識別性の可能性が残るということで、削除しました。

月を残した理由につきましては、介護保険の認定期間というのは6カ月から最大24カ月でありますので、年単位だけのデータですと研究に使えない、研究にならないということで、月までは残しました。

次に、※印の箇所ですけれども、前回の資料、第3-3号については、もともと提供しない、非該当者のレコードを載せていましたため、これを削除いたしました。

次に、2その他確認事項です。（1）の倫理委員会の承認についてですが、東大から入手しまして、倫理委員会業務手続書とともに提出がありましたので、ご確認をお願いいたします。

次に（2）データ管理と研究終了後のデータの取り扱いですが、ア、データ管理についても、参考資料の記載があるということ。イの研究終了後のデータ開示方法についても、記載のあるとおりですので、ご確認をお願いします。

以上、資料第3-8号について、説明いたしました。

次に、資料にはございませんが、文京区介護保険に対する研究成果の公表の意義等のお話を改めてさせていただきます。

前回の資料第4号の要件に対する介護保険課長としての所見にもありますが、この研究は、介護が必要となる将来推計及び介護保険サービスの効果を明らかにすることが目的であります。この将来推計値は、3年ごとに改定する介護保険事業計画の基礎資料として有効に活用することができます。

次期計画においても、また集計の時期においては、介護認定者の推計値や介護サービス見込み量の算定に当たっての資料として活用ができます。より適切な見込み量を算定することができれば、適正な介護保険料の算定にもつながり、区民への利益にもなっていくと考えておりますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

説明は以上になります。

○内山会長 ということで、要するに提供するデータについて、前回ご説明いただいたものから、本日いただいたものに、言ってみれば絞って提供するということだと思います。

ということで、この変更した後のデータを提供するということについての可否について、先生方からのご意見、ないしは今、事務局から説明いただいたことについてのご質問をいただきたいと思います。

○前田委員 前田です。事務局からの説明なんですけれども、前回のときは、東京大学のあるところから研究をしたいということで、情報提供の求めがあったと。今のお話だと、文京区の介護サービスをどういうふうに考えるかという目的のための資料だというふうに聞こえたんですけども、その辺の区別はどうなんでしょうか。

○介護保険課長 きっかけは、前回お話ししたとおり、東京大学の研究者のほうから、ぜひ研究に活用したいので、資料の提供をと、そこから始まっております。ただ、それに対して、前回のお話では、大学との連携というような大きくくりはあるにしろ、やはり文京区の介護保険課として使えるということが、今回提供をする大きな意味合いになるのではないかというお話がありましたので、あえてこちらのほうでは、同時にこのような意味合いがあるということで、説明をさせていただいた次第です。

○前田委員 すいません、そういう趣旨ではなくて、目的において、文京区もこの研究成果を利用することができるのか否かということなんですね。つまり、このデータを整理した結果として、文京区の介護サービスの提供のあり方として、資料が利用できるんだと、提供いただい。非常にその趣旨は大きいと思うんですよ。そういう意味でお伺いしたいんです。

○介護保険課長 利用できるというように考えております。

○前田委員 いや、考えているんじゃなくて、東京大学との間で、そういう約束事になっているんですかということです。

○介護保険課長 まだ約束事ということには至っておりませんが、ここで承認を得ましたら、研究者と詰める段階で、こちらの要望もしっかりと伝えていきたいと考えております。

○前田委員 そうすると、若干説明が違うので、その辺を明確にしてもらいたいと思うんですね。非常に大きなポイントだと思うんですけどね。

○内山会長 第一義的には、東京大学附属病院長から情報提供をしていただきたいという依頼が文京区長にあって、そのことについて、その目的が公益上、研究を進める上で必要なことであるし、その研究自体は公益上に資する点もあるということで、提供するということについて、判断をし、その提供した結果については、文京区も使えるからというようなことが、今の課長さんの付加的な説明だというふうに伺ったんですけれども、そうではないんですか。くださいと言うから、いいかどうかについて判断をする。その際には、第一義的には研究の成果ですか、情報の管理ですか、そういうことについて判断をしたわけですよ。それから目的とか。そのことについては、相当であろうという判断をした。

なおかつ、その提供したことについて、文京区もその研究の成果を行政の運営の中で反映することができるという意味では、文京区にとっても資することだという説明ですよね。

○介護保険課長 そうです。

○中山委員 よろしいでしょうか。

前回の会議のときに比べて、特に提供する情報が、前は生年月だったのが生年になったということで、これはかなり副会長も心配されていた個人の特定という点で言うと、特定されない方向に来ていると思いまして、現実問題として、生年しかなければ、ほぼ特定不可能だと思っていてよろしいですね。

それで、今、会長のお話にもありましたように、学術目的として提供を求められていて、それに今回提供する情報としては、十分絞り込みができてきているのかなと、私の意見としてはそう感じました。

あと、副会長もおっしゃっておられますように、せっかく区内に学究機関がたくさんあって、共同研究ということでないにしても、情報を提供し、また向こうでもいい成果を上げた後に、区に反映されるのであれば、ぜひまだこれから詰めるという、要望を出すのかもしれませんけれども、きっとその成果として文京区に向けられるようにしていただいたほうがいいのかな

というふうに思ったんですけれども。

○介護保険課長 そのとおりです。

○内山会長 なおかつ、お手元にあるかどうか、資料の3-1というところですけれども、これが発端ですけれども、東京大学の附属病院長から提供いただきたいという文書の中の6に、研究結果の公表の方法についてと題する記述がありまして、その中では、中ほどですけれども、研究報告書については、文京区に提出する、その他にも文京区から依頼があれば、提供を受けたデータに関して別途必要な集計を行うというお約束がございますから、文京区が要求すれば、必要なデータはもらえるだろうという環境の中で、情報が提供されるということのようござります。

要するに、前回ご指摘をいただいた、ないしは確認をしていただいたという中で、必要不可欠な部分に限って提供する。なおかつそのことについて、個人の識別ができないといいますか、という状態で提供すべきだというご指摘があったと思うんですが、変わった点は、生年について、月の情報を外したこと、それから介護認定日は月までにしたということ、それから住所地特例、要するに文京区内で介護を受けているという方以外の情報について、その情報を削除したということの3点ということのようござります。

前回は、このことについて、ご質問、ご懸念をいただいたということでございますが、その点は解消されたということであれば、研究の相当性、ないしは提供したデータについての管理が適切になされるだろうということが期待できるというふうなこと、ないしはその研究の目的、成果が文京区の行政にも利用ができるというふうな期待があるということ、ないしはさらに、前回言ってましたっけ、文京区内の大学機関であるということで、文京区とすれば、そういうことについて、協力ができるものは協力するというふうな姿勢で臨んでいるということもあるということでございますので、そういうことであれば、情報を提供するということが相当であるというふうにご判断をいただくことだと思いますが、よろしゅうございましょうか。

はい。それでは、趣旨としますと、今ご説明いただいたデータを東京大学医学部附属病院長に対して提供することについては、相当であるということとして、答申をさせていただきたいと存じますが、答申案文はできていますか。

では、それを。

○広報課長 会長、答申案文の前に、諮問事項の2番目の先ほどの件についての外部提供の本人通知の省略ということについては、これでよろしゅうございますか。諮問文は、外部提供の可否と、それから外部提供が認められる場合についての本人通知の省略という2点がございま

す。

○内山会長 そうでしたね。外部提供したということについて、ご本人にその旨を通知するということも、条例上は要求されていますが、そのことについて省略するということについても同意をいただいたと、そもそもご本人の特定ができないだろうということですので、なおかつ、大量な方々にそのようなデータを、含まれているデータを提供することもあります。

○広報課長 生年月から生年になったことと、それから住所地特例の該当、非該当ということが消えたことで、多分本人特定されない状態になっているかと思われますので、ですから個別の通知は省略できるケースになっているのではないかと。

○内山会長 でしょうね。

仮にこれでこういうデータを送りましたと、通知をすると、なおさら不安に思う方もいらっしゃる。特に介護を受けている方々ですからね、無用な不安をしないよう、むしろ通知をしないほうがいいような気がします。

いずれにしても、省略についても、その諮問のとおり相当であるということとして、答申をさせていただくということで、それではまず、答申案文を朗読いただきて、ご検討いただけたいと存じます。

○広報課長 そうしますと、答申案文を読み上げさせていただきます。

答申

1 諒問事項 (1) 学術研究のための個人情報（氏名・住所・被保険者番号等の個人識別情報を除く）の外部提供について

(2) 上記(1)の外部提供の本人通知の省略について

2 審議会の結論 本件諮問に係る個人情報の目的外利用について妥当なものと認める。また、当該目的外利用等に係る本人通知を省略することも妥当であると認める。

3 理由

(1) 学術研究のための個人情報（氏名・住所・被保険者番号等の個人識別情報を除く。）の外部提供について

本件個人情報の提供は、独立行政法人東京大学医学部附属病院における研究に利用されるものであり、東京大学から提出された研究の概要等によると、本件研究は介護保険データを統計的に集計・分析し、要介護者の将来推計を行うとともに、介護保険サービ

スの効果を明らかにすることとされている。

これらが明らかになれば、これから超高齢社会に向けて、介護予防や介護に係わる施策の充実が必要となっている文京区に対し、今後の介護保険事業を策定する際の基礎資料として見込めるものと言える。

一方、本件研究において提供を求められている情報は、介護保険被認定者の個人別の身体状況、介護保険サービスの利用状況など多岐にわたる情報であり、その取り扱いにはなお慎重な配慮が求められるところであるが、提供する情報は、個人識別性のない形で統計的に処理されることとされており、また研究の実施に当たっては、大学内の医学部倫理審査委員会の承認手続きを経ることなど、研究の目的、対象、方法等について、適正な研究の実施が担保されていることが認められる。

以上から、本件個人情報の提供については、個人が識別され、あるいは個人の権利利益が害されるおそれがないものと認められる一方で、研究成果が、効果的な介護事業の実施という形で文京区及び文京区民へ還元されることが期待されるものであり、その有益性に鑑みればみれば、本件外部提供をすることは差し支えないと考える。

なお、提供に当たっては、情報の漏えいや不正利用等の事故を防止するため、独立行政法人東京大学医学部附属病院に対して、情報管理の徹底、及び提供した情報の廃棄の報告を求めるべきである。

(2) 目的外利用をしたことの本人通知の省略について

本件外部提供においては、情報が個人識別性のない形で提供され本人の権利利益を害するおそれがないこと、提供された後で統計的な処理がされることによって個人情報性を失うこと、及び対象者が約6,000人と大量であることから、本人通知を省略しても差し支えないと考える。

○内山会長 はい、ありがとうございました。

というのが、諮問に対する答申の案文でございます。このことについて、ご意見をいただきたいと存じます。

○中山委員 確認なんですが、本区の介護事業等にも当然有益であることはわかるんですが、あくまでもそもそもが大学における学術目的であるということで、請求があってということで、学術的にも非常に意義があると、そういうことですね。

それからあと、細かい点なんですけれども、独立行政法人ではなくて、国立大学法人です。

そこだけ。2カ所ありました。

○前田委員 3の(2)4行目の「及び対象者が約6,000人と大量であることから」という部分なんですが、確かに大量であるということが通知をしないことの要件になると思うんです。ただ、大量だから通知をしないというのは、極めて飛んでる話なので、もう一つ何か言葉が入らないかなと思ったんですね。対象者が約6,000人と大量であり、何々であることからという、何かもう一つの修飾語はないかなと思った次第なんですが。

大量であるということと、その目的と、実は目的がだめであれば、6,000人のために中止しなきゃいけない場合があるわけで、目的はどうであろうと。

今回6,000人だから、大量であるからというのは、単なる経済合理性だけを言っているのか、それともその目的と比較して、バランス上、経済合理性がバランスを失うから云々と考えるのか、その辺ちょっともう一つ何か文章表現がないかなと思って、今この要領のほうも見たりして、何かいい表現ないかなと思ったんですが、6,000人と大量であり、その目的に照らして、経済的合理性がないとかとなるんですかね。

○内山会長 ただ先生、情報公開ですから、金がもったいないからというのは、ちょっと理由にならないような気がしますね。

○前田委員 ならないですよね。そうなんですよ。

○内山会長 なおかつ6,000人が、よしんば1万人でも3万人でも、面倒くさいからという意味ですよね、量が多いというのは。ですから、それが理由になるのかなというふうには。

○前田委員 何か修飾語が一つあれば、そうだよなと思うんですけども。

○内山会長 ですから、文京区の職員の職務事務量を減らすという目的が、情報公開との関係でどういう意味があるのかということだと思うんですけども。

○菊池委員 これは削除されたらしいんじゃないですか。この人数に関しては。

○中山委員 これまで何件と大量であるからという修飾語は入っているんです。実は、副会長と同じようなことちょっと気にはなっていたんですが、何かもうちょっと適切な表現があればと思うのですが。

○介護保険課長 大量になると、その情報提供したのは、どこの住所のどなたかと、特定するということは、これもまた大変な作業ではあるかなと。

○内山会長 いや、情報を提供するほうは、文京区ですから、しているわけですよ。あなたのデータを赤の他人のだれだれさんに渡しましたよということを伝えなければいけないというのが、条例に規定されていることで。

○前田委員 菊池委員がおっしゃってるように、いつそのこと消しちゃったほうがいいのか、それともきちっとした理由があるから、大量だという、ここにも載っているわけで、その理由をどこかに書けば足りるのかなと思います。

○広報課長 よろしいでしょうか。

従前から、こういうのは、どういうわけかおっしゃられるとおり、言っていたわけです。確かにここにこの説明がなくても、十分今回、説明として成立していると思いますので、削除するというのが一考かと思います。

この個人情報保護制度事務要領という冊子の53ページの中で、目的外利用をした場合の本人あて通知請求の省略というところがあると思いますが、このケース、整理番号2番と似たようなケースが書いてあるわけですけれども、このケースに当たるかというと、なかなか悩ましい。

ちょっと読んでみると、通知を要する対象者が一定期間において大量であり、かつ本人が通知を受けて選択する余地がない場合。その理由として、目的外利用が一時的に大量に集中する場合であり、通知をした場合でも目的外利用をしたことに対して、本人が異議を唱えないことが明白であると。

○前田委員 要件が2つあるんですね。

○広報課長 そうなんです。

○前田委員 だから、要らないかな。出したところで異議を求めるかどうかというのは、今としては、会長おっしゃるとおり、取ってしまってわからないよという、選択の余地があるところが、迷ってしまうことなので、要らないのかなと思いますね。

○内山会長 大体、この基準自体がどのような権限で制定されて、これを改変がどうかということも問題ですし、この審査会がこの基準に拘束されるかどうかも考えなければいけないだと思いますけれども、基準に書いてあるから、ここの委員の結論、判断がどうあれ、これに沿うというのは、本末転倒のような気がします。けれども、大体大量かどうかで、情報のハンドリングを決めるということ自体が土台間違っているということだというふうに私も思いますけれども。

この際、基準の表現さえも考えたほうがいいというご指摘があったように思いますけれども、本日ここで基準を変えるというようなことについて、ご審議をいただくということになると、また時間がかかるかもしれませんので、これは別途の機会にお考えいただきたいと思いますが、本日は、まず当面、この諮問文から前田先生からご指摘いただいた「大量である」というので、

面倒くさいからやめるという言い方の部分はやめたほうがいいかもしないという。

○中山委員 よろしいですか。

一番のポイントは、情報が個人識別性のない形で提供されていることであって、それゆえ本人通知に必要がないというふうに理解をしていていいんですね。

○内山会長 ええ。だから、何らご本人に不利益を与えることは全くないことですし、言っていれば、ここに書いてあることであれば、本人が異議を唱えないことが明らかであるという文言になるんでしょうけれども、そこまで入れるかどうか。

じゃあ、ご指摘いただきましてありがとうございました。3の理由の（2）の対象者が6,000人と大量であるというフレーズのところだけは、割愛、削除するというふうなこと。間に何か入れますか。削除した中に。個人情報を失うからいいんだという言い方。

○中山委員 もしあえて、ここでわざわざ加えることがどうか、こっちじゃなくて、1のほうかもしれないんですけども、書いてあるんですかね。提供者側がきっちりとした国立大学法人のルールによって管理がされているということはあるかなと思うんですけども。

○前田委員 これは、国立大学であろうが、私立大学であろうが、しかも情報管理が徹底しているが、いまいが、個人としては、その情報を提供すること自体が無形なので、それは理由にはならないだろうと思います。

○中山委員 そうですね。ただ、相手が国立大学法人ということと、個人情報保護法の規定で相当厳しく個人情報の管理をしなければいけないということなので、そこは少し触れることがあるかなと。

○内山会長 もともとだけど、これ個人情報になってないんですよ。だって、識別性がありませんからね。だから、個人情報性を失うからというのは、一つの理由だと思います。

あとは、この基準にあれば、本人が異議を唱えないことが明らかであると認められる情報であるというふうなことを入れるかどうかだと思いますけれども。

○中山委員 先ほど会長が申し上げましたが、介護に関係しているから。

○内山会長 いやいや、その部分は。

○中山委員 異議を唱えないことは明らかなんですから。ある意味、そこは何も触れないでいいんじゃないかなという気もするんです。

○内山会長 そうなんですね。対象者がだれだれだからということを言うか、言わないかというのは、かなり考えなければいけないことだと思います。

○前田委員 抽象的な統計、抽象的な情報になってしまっているんですよね。妥当性がなくな

っていると言えばなくなっている。

○内山会長 そうですね。個人情報性が失われるということは、その理由に入っていますから、だとすると、それだけでいいということにいたしましょうか。

あと、そもそものことなんですが、私が言い出すのも申しわけないんですが、そもそものことなんですけれども、諮問をいただいて、この答申をするという中で、どういうデータを提供するということは、諮問文の中にも、答申の中にも書いていなくて、きょう課長さんから説明いただいたことによって、提供するデータが変わりましたということが説明されただけのことです、諮問文にも答申文にもありませんから、そのデータをこういうふうに変えましたと言うと、何でも出せることにまたなってしまうということからしますと、この理由中に提供する情報がこれこれだということを明文で入れておかないと、課長さんの説明をまた変えられちゃうと、また何でも出せたり、出せなかったりということが起こってしまうというような懸念もございますので、理由として（1）が個人情報（氏名・住所・被保険者番号等の個人識別情報を除く）と書いてありますけれども、個人情報を除いたこれこれの情報ということで、特定できますか、たくさんになっちゃいますか。

○広報課長 実は、諮問第3号の一番最後の4のところに、外部提供する個人情報として、諮問の段階から特定した形で諮問させていただいている。その中で、例えば生年月、あるいは住所特例の適用の有無ということを記載させていただけておりましたので、逆に限定してこの部分についてという形での何らかの答申をいただいたほうが、今、会長がおっしゃっているように、そのところが明確になるかなと、恣意的解釈ができなくなるのかというふうには考えます。

○中山委員 つまり月を除いて、生年月を除いて、公開することを条件にというふうな、条件をつけることですか。

○広報課長 そうですね。もし、そういう書き込みをしていただけるならば。

○中山委員 それか、もしくは別表に記載する情報について提供することとして、別表か何かにこれこれの情報というふうに。

○内山会長 それでその諮問文を見せてくださいと言って、ちらっと見たんですけども、またそっちへ持っていくれちゃって、見ていない。

○広報課長 申しわけありません。

○内山会長 問題を見ないと、答案書けない。

外部提供する個人情報として、いろんなことが書いてありますが、そのうち生年月、住所地

特例の対応の有無という部分については、これを提供していいかどうかということが諮問の内容ですから、諮問の内容すべてが相当であるという答申をしますと、おかしなことになってしまいりますので、この答申文は審議会の結論としますと、生年月の部分の月を除いたもの、住所地特例の適用の有無については提供するのが相当でないということだけかな。

○広報課長 あと、認定日と書いてございますが、認定月になります。

○内山会長 認定日になっているね。この部分については、それぞれ月までと、特例の有無については、そもそも提供しないということと、認定日については、認定月までの提供に限って提供するのが相当であるという答申になる、ということでしょうか。

そうじやないとおかしいですよね。答申について、みんないいということになっていて、事実上、これしか出しませんと、それはあり得ないことですから。

○中山委員 それは理由書に書かれることですか。

○内山会長 いや、結論ですね。

○中山委員 結論に書かれるんですか。

○内山会長 諮問に係る条項のうち、これこれについては提供するのが相当でないが、他のものについては相当であるという言い方をするか、ないしは、これこれを提供するものが相当であるというように特定をして答申するか、ということで、いずれにしても提供する内容自体は限定したものとして審査会の結論の中で記載すべきことだと思いますが、いかがでしょうか。

○中山委員 そうだと思います。

どちらかというと、肯定的に何々と何々について提供することを相当とするという書き方のほうがいいかなという気がします。

○内山会長 どうしましょうか。その理由の中で、除外したことについて、これこれについてまで提供するということが目的を達成するために必要不可欠というふうに判断することができないということですとか、個人が特定されるおそれが、可能性が増大するというふうなことを書き加えるかどうかということですが。

○中山委員 もう一つの方法としては、実施機関が研究者と協議した結果、必要最小限の情報は何々であるということなので、何々について提供することが相当であるという、そういう書き方でいかがでしょうか。

○内山会長 どうしましょうかということですが。いずれにしても、そういうことを書き加えた、諮問でこれだけ出していいですかと言ったときに、これしか出さないほうがいいですよと言ったんだから、その限定したことについて、理由を書いといたほうがいいでしょうかね。

○中山委員 そうですね。そうしたら、さっきの本人通知の省略にもかかわってくることなんですが、結局、個人識別性をなくすために何々の情報は提供しないとか、何々に特定するべきであると、こういう書き方をするのがいいかもしれませんね。

○内山会長 はい、ありがとうございます。

なお書きかどうかは別として、そういうふうなことといったしましょうか、肯定的な言い方で。それでは、答申文をそのような趣旨で訂正をするというようなこと、審査会の結論の文章、ないしは理由（1）中に付加するフレーズについては、用意がございませんので、今審議会の各委員のご了解された事項について、成文を作成するということになりますが、恐れ入りますが、このことについては、私にご一任をいただくということで作成させていただいてよろしうございましょうか。

（「はい」と言う者あり）

○内山会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきまして、基本的には事務局で素案をつくっていただきて、このことについて、成案を私のほうで作らさせていただきます。そのことについては、各委員さんにご通知を申し上げるというふうな手段を取りたいと思います。

ということで、本日の審議会の議事は終了したということでございます。

（2）その他

○内山会長 それでは、3の（2）その他ということでございます。何か用意されていることはございますか。

○広報課長 前回第3回の審議会の会議録の案をおつくりいたしましたので、ごらんをいただきまして、訂正等あれば、事務局のほうまで連絡をいただきたいと思います。

1月28日金曜日をめどにお願いしたいと思います。

○内山会長 ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

4 閉会

○内山会長 そのほか、委員さんからご発言がなければ、本会は終了させていただきます。ご熱心な意見をいただきました。ありがとうございました。